

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成26年11月17日(月)

開会 9時00分

閉会 11時26分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員

山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員・施設担当) 福永和伸

次長(学習支援担当) 山口顕、次長(育成支援・社会教育担当) 長谷川耕一

次長(研修担当) 中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 宮路正弘、班長 辻成尚

予算経理課 課長 中西秀行、課長補佐兼班長 柏屋典生

教職員課 課長 梅村和弘、班長 早川巖、班長 小宮敬徳、主幹 加藤真也
主査 山北正也

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

生徒指導課 課長 田淵元章、子ども安全対策監 倉田幸則

課長補佐兼班長 大下武彦

人権教育課 課長 小松貞則、人権教育監 松村智広、班長 藤原武

保健体育課 課長 阿形克己、主幹 藪中一浩

5 議案件名及び採択の結果

件名	審議結果
議案第42号 平成27年度教職員人事異動基本方針について	原案可決
議案第43号 専決処分の承認について(県立高等学校等の現業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案)	原案可決

6 報告題件名

件名
報告1 名張新高等学校(仮称)の校名について

- 報告 2 平成 27 年度当初予算の要求状況について
- 報告 3 「スマートフォンの危険から子どもを守る事業」における検索の結果について
- 報告 4 「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」の結果概要について
- 報告 5 「2013 (平成 25) 年度人権問題に関する教職員意識調査報告書(案) -中間まとめ-」について
- 報告 6 平成 26 年度三重県学校保健功労者表彰について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項(平成 26 年 11 月 6 日開催)の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 43 号及び報告 4 は県議会報告前のため、報告 1 は意思形成過程であり、委員の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、報告 2、報告 5 及び報告 6 は公表前であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 42 号を審議し、報告 3 の報告を受けた後、非公開の議案第 43 号を審議し、報告 1、報告 2、報告 4、報告 5 及び報告 6 の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第 42 号 平成 27 年度教職員人事異動基本方針について (公開)

(梅村教職員課長説明)

議案第 42 号 平成 27 年度教職員人事異動基本方針について

平成 27 年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成 26 年 11 月 17 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 3 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 2 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。

平成27年度教職員人事異動基本方針の案でございます。基本方針につきましては、昨年度と変わっておりません。少し読ませていただきます。

三重県教育ビジョンで示している「自立する力(輝く未来を拓く力)」、「共に生きる力(共に生きる未来を創る力)」を育む教育を各学校で着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、各学校においては、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を進めるとともに、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりを一層推進する必要があります。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。2 校長の意見を尊重する。3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

2 ページ以降に人事異動実施要領(案)ということで、小中学校と県立学校、別々になっております。まず、2 ページが小中学校教職員の人事異動の実施要領です。前段のところです。

「全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。

また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。」としております。

1に「転任」と掲げておりますが、(1)から(4)につきましては、人事交流の促進という考え方で、地域間、市町間、特別支援学校、学校・事務局間、小・中学校間、都市部とへき地のように積極的に人事交流を図るという案になっております。

(5)から(7)が在職年数に関わるもので、同一校に長年月勤務する者を転任、新採は3年ないし6年の間に転任、同一校には3年以上勤務することを原則とする、このような実施要領を考えております。

2は「昇任及び降任」ですが、こちらについては、昨年度と大きく変更をしているところでして、先般ご報告をさせていただきました主幹教諭と指導教諭を、平成27年4月から設置の予定ですので、昇任の(1)②③のところで主幹教諭と指導教諭について追加をしております。主幹教諭については、ミドルリーダーとしての資質を有する者、課題解決能力を有する者、継続的な改善能力を有する者、指導教諭については、ミドルリーダーとしての資質を有する者、高い専門性と優れた教科指導力を有する者、継続的な改善能力を有する者としております。

(2)は、若手及び女性の積極的な登用ということで、(3)は、管理職の適材適所の視点に立った昇任です。また、(4)も今回、昨年度と比べて追加させていただいている部分です。主幹教諭、指導教諭の設置に伴う新規追加です。

「3 退職」です。こちらは昨年度と同じです。早期退職者の募集、組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るということで、早期退職者の募集等に

ついて、実施要領として示しております。

続きまして、「4 新規採用・再任用」です。こちらも基本的な考え方は変わっておりませんが、(1)のアのところで、昨年と少し考え方を変えている部分がございます。新旧の比較を見ていただくと分かりやすいと思いますので、6ページをご覧ください。4の(1)のアのところをご覧ください。新規採用者の配置の関係です。昨年は、「出身地及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする」という言い方をしております。基本的には新規採用の配置は出身地や生活の本拠地以外で配置を行ってきております。それを27年度は「人材育成の観点から、出身地及び生活の本拠地以外への配置に努める。」という言い方をさせていただき、少し柔軟な対応ができるようにという変更です。

これにつきましては、かねてから市町教育委員会等から、昨年までは地元出身で、地元である程度経験を積んだような講師が、正式採用になると必ず外へ出ていくという形になりますので、もう少し柔軟な扱いができないかというご要望があり、ただ、あくまで人材育成の観点から、出身地や生活本拠地以外が有意義だという観点に立ちながらですが、もう少し柔軟にということで、出身地や生活の本拠地にも配置を行えるようにしていきたいということで、「原則とする」というところを、「配置に努める」という形にし、柔軟に対応できるように表現を変更しております。

戻っていただきまして、「5 その他」も昨年と同じです。希望調書の提出なり、適材適所の人事異動、本人の生活事情等に著しく支障をきたす場合の事情の聴き取り、あと、(4)市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努めると記載しております。

4ページ以降が新旧ですが、変わっているところはごく一部ですので、ご覧下さい。

8ページは県立学校の人事異動の実施要領です。前段は小中学校と基本的に同じです。内容についても、基本的なところは小中学校と同じ考え方に立っておりますが、「1 転任」のところで、人事交流と在職年数について書いておりますが、こちらが少し小中学校とは書きぶりが違っております。長年月の(1)は同じ形ですが、全県的な異動ということで、都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流、全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。交流という考え方は同じですが、内容について違っているところがございます。新規採用教員についても、3年ないし6年の間での転任です。また、(6)特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小中学校及び高等学校との一層の交流を図るということも書いております。

「2 昇任及び降任」は、小中学校と同じです。ただ、県立学校の場合は、指導教諭の設置は当面考えていないこともあり、主幹教諭の部分だけを追加しております。

「3 退職」も小中学校と基本的に同じです。

「4 新規採用・再任用」は、先ほど小中学校のところは変更をということですが、県立学校は出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とするということで、昨年度と同じ考え方でございます。

「5 その他」についても、先ほど小中学校の部分で説明させていただいた形とほぼ同じです。

最後に、今後の人事異動のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

本日、ご審議いただきます、この異動基本方針ですが、この後、県立学校長及び市町教育委員会を通じて、小中学校長へ周知をしていきます。11月下旬には校長から所属の職員へ異動方針なり、実施要領を周知するとともに、12月上旬には希望調書を配付して、希望を書いていただくということでございます。

その後は、県立学校では校長から教職員課の人事担当へ、小中学校では校長を通して市町教育委員会、県教委の市町教育支援・人事担当という形で、希望調書を提出いただくとともに、聴き取りを何回か行う形になっております。

1月から3月にかけて作業を行い、3月上旬から中旬あたりに、内示を例年どおり行うという形で考えております。改めて3月の教育委員会定例会で、管理職の異動について、議題として提案させていただき、一般教職員については報告題として報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第42号はいかがでしょうか。

森脇委員

語句の説明を教えてくださいなのですが、3ページの、教諭の「新規採用・再任用」と書いてありますが、再任用者はどういう方々のことを言うのでしょうか。

教職員課長

こちらは60歳で定年退職した後の再任用という意味でございます。

森脇委員

60歳以上で、何歳まで。

教職員課長

65歳まで、制度では在任できます。

教育長

1ページの、「校長の意見を尊重する。」というのがありますが、これは具体的にどんなことをしているのか聞かせてもらうことと、その状況はどうかということをお聞きします。

教職員課長

校長の意見といいますと、基本的には校長から、それぞれの人事担当が何回かにわたり、聴き取りをさせていただいておりますので、その中で十分、校長の考えを聞かせていただき、それを反映させていただくという形をとっております。

委員長

これは、26年度までは「校長の意見を尊重する。」という字句はなかったんですか。

教職員課長

ございます。それと、公募制も設けておりますので、県立学校ですが、それぞれ各学校から、こういう教員がほしいというような形を採りまして、教職員がその学校に手を上げるような制度もございます。

教育長

その最近の状況はどうですか。

教職員課長

最近、公募する学校は一定数ありますが、応募者が一定の学校に若干偏っていることでもありますので、制度はもう少し見直さなければいけないところがありますが、今年度は、これまでどおりの公募という形で募集をさせていただいている状況です。

教育長

希望としては、校長のマネジメントということであるので、できたら予算や人事で少しぐらいは校長の意見がきちんとできるようにということ。それが聴き取りをやっているのでもいいという、県立学校は3回ほど丁寧に聴き取りをやっているという話ですが、仕組みとして外側から見て、校長のマネジメントが有効に働いているというのが見えるようにしてほしいということと、小中学校はどうしているのかというのは、市町教育委員会ですが、人事の任命権は、異動も含めて、内申を受けて県教委が行いますが、そこもそろそろ人事監がしているとは思いますが、そのあたりは何か聞いていますか。

教職員課長

そのあたりは丁寧にヒアリングをしているという以上は、制度でこういう公募制度は設けておりません。

教育長

基本的には、あてがいぶちでは私はいけないと思っていまして、自分と一緒に仕事をやりたいという教員が、10人いたら2人か3人ぐらいは欲しいのではないかと。みんな、いい人はどこの会社も欲しいのと一緒なので。

委員長

意見を尊重するということは、その前提にあるのは、意見をまず聞くということだろうと思います。意見を聞いた後で、こちら側が採択できることとできないこと、採択できることにはアンサーバックがしやすいと思いますが、採択できないことの中にも、いくつか種類があると思います。すべての採択できない理由を、開示できることと、開示できないことも中にはあるんじゃないかならうかと思っています。そのときにも意見を求められた側の心境としては、応えてもらったという思いが伝わらないと、聞きっ放しで言っても無駄だ、みたいなことにつながりかねないと思いますので、すべて採択するわけではないんでしょうが、アンサーバックというのは、聞いた側の一つの役割として責任が発生するのではないかと思いますので、尊重することは私も大変良いことだろうと思います。そのあたりのやり取りをしっかりとお願いしたいと思います。

柏木委員

個人の教育力もありますが、学校としての全体の教育力を補い合いながら、学校として教育力を高めることも必要であると思いますので、校長のもと、教員が異動しながらも、一つの方向に向かってやっていくことで、私も校長の意見をもっと尊重して人事管理をしていただきたいと思うのが1点と、もう1点は、1の「転任」の(2)特別支援教育の充実に向けて、というところですが、各学校の特別支援教育は、特別支援学校に比べて弱いのではないかと思いますので、こういう交流を一層図って

いただいて、軸になる特別支援教育の教員を育てる意味からも、これを充実していただければと思います。

教職員課長

交流はそういう趣旨ですので、特別支援教育の充実のため、専門性の意味では特別支援学校で実際やっていただいて、経験と知識を積んでいただくのは非常に重要と思いますので、積極的に人事交流をしていきたいと思っております。校長の意見もそういう形で十分聞かせていただきながら、対応させていただきます。

岩崎委員

希望調書をまず提出していただくわけですが、その前段として、先ほど山口教育長がおっしゃったように、校長のガバナンスの話から言うと、学校経営方針などで、私はここで一緒に仕事をしたいという情報が、希望調書提出の前に伝わるような仕組みにはなっているのでしょうか。

教職員課班長（県立学校人事班）

県立学校は希望調書の配付の日から、県立学校職員が、ネット上で見られる各学校の状況等、求める教員像というのを公開しておりまして、それを見て教員が参考にできるシステムにはなっています。

岩崎委員

小中学校の場合はどうでしょうか。

教職員課班長（小中学校人事班）

一部に限られていますが、年度末に校長が学校経営方針等を示しているところもあります。全体的にそれがすべて広がっているかということ、そこまでは把握していません。

岩崎委員

市町の教育委員会がまずまとめて、人事監の方という形なので、それは希望調書の前に、私はこういう校長と一緒にやりたいというふうには、なかなかならないということですね。

教職員課長

県立学校は学校によっていろんな特色がありますので、それらを見て積極的にやっていますが、小中学校はそこまでは十分できていないと思います。

岩崎委員

できれば適材適所の人事異動は、希望が通るのが重要と思うし、もちろん通らない希望は山のようにありますが、本人の意欲を重視するなら、それを汲み上げる仕組みのような、それを決定するにあたっての情報がきちんとある仕組みが必要かという気はしますね。市町を越えて異動するわけですから、そこは必要かと思います。

委員長

平成26年度と27年度の違いについては、アンダーラインを引いていただいているところが相違点ですね。これを拝見すると、主にこの主幹教諭、指導教諭というポジションが新設されたというのが大きな違いの一つかと思いますが、ここは前回、前々回でもこの考え方について伺ったと思いますが、ここを設けられたところの意図というのか、もう一度説明をお願いできますか。

教職員課長

主幹教諭、指導教諭の設置というのは、来年の人事の中で一番大きな変更点と考えています。学校の運営体制の強化とか、あとは学力向上をはじめとした、特に指導教諭の方ですが、そういうこともございまして。全体として学校運営体制を強化していきたいというのが一番の目的で、それを通じて授業力を向上したり、子どもの教育を充実していければ一番いいかと思っております。

委員長

それと、3ページの「4 新規採用・再任用」のところの(1)のアです。出身地及び生活の本拠地以外への配置に努める。それは人材育成の観点からという軸が追加されていると思いますが、この意図を質問させていただきたい。

教職員課長

これまで「出身地及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。」と書いてありましたが、特に何のためにするのかというのが意思表示していない形になっておりまして、その中で、地元においてほしいという市町教育委員会の話もありましたが、我々としては、ずっと生まれ育ってきた中から、いったん外へ出てもらって、違う地域でいろんな勉強をしてもらうことが人材育成につながるだろうと。若いうちに新しい違う地域の教育事情のところを経験していただきたいということですので、なぜ本拠地以外へというのかを明確にさせていただく趣旨もあり、「人材育成の観点から」というのを入れさせていただきました。

委員長

わかりました。

教育長

これについては、桑名や四日市、鈴鹿あたりの教育長方から、四日市は教員になる人が30人ぐらいいるとすると、1人も四日市出身の人が四日市の小中学校へ入らないのはいかがなものかと。地域との連携を言いながら、これでは地域との連携にならないのではないかという話、あるいは、防災の観点からどうかということを言われまして、全部だめというのはやめようという話で、人数を一度に増やせば、例えば新規採用で配置できないような市町も出てきますので、そこは全体を見ながらということで考えていったらどうだろうということで、折衷案的なことになっております。県立学校は、そのまま原則どおりやっということ。

岩崎委員

逆にいなべや東員の教育長あたりは、新人ばかりが来て、それで一人前になったら四日市とかに行ってしまうとかいう不満になるんですね。

教育長

郡部は郡部でそういう問題があります。

岩崎委員

これで少しは融通が利くということもある。

教育長

様子を見ながらということですよ。

教職員課長

今まで例外なくやっていたので、もう少し柔軟性が必要かということで、全体を見ながらやっていきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告3 「スマートフォンの危険から子どもを守る事業」における検索の結果について (公開)

(田淵生徒指導課長説明)

報告3 「スマートフォンの危険から子どもを守る事業」における検索の結果について

「スマートフォンの危険から子どもを守る事業」における検索の結果について、別紙のとおり報告する。平成26年11月17日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

1枚めくっていただき資料をご覧ください。

本事業は、県内のすべての公立小・中学校、県立高等学校、特別支援学校の学校名をキーワードとしまして、インターネット上に書き込みがあるかどうか検索を行っております。対象校は全部で611校になります。

検索を行った期間は、本年9月1日から10月15日までです。その結果が下のように出ましたので、説明をさせていただきます。

結果は2と3の表のようにまとめておりまして、その内容を「4 三重県の状況」というところで、言葉で説明しておりますが、合わせて説明させていただきます。

まず、この検索によって、先ほど申しました県内の学校名が特定できる書き込みは、2,808件見つっております。これは昨年3,003件でしたので、195件の減少となっております。

ただ、ここで一つ申し上げておきたいのですが、昨今、話題になっております「LINE」と呼ばれるアプリケーションによる通信ですが、これはパスワードによって閉鎖された空間での情報のやり取りですので、今回の検索にはかかっておりません。そのことをご承知おきいただきたいと思います。

この2,808件の書き込みのうち、サイト別に見てみますと、書き込みのサイトの傾向がここ数年大きく変化してきました。まず、2番の表の一番左端の「掲示板タイプ」、いわゆる「2ちゃんねる」に代表されるような、不特定の者が一つの話題について、どんどん書き込んでいけるというタイプですが、これが今年度は638件ということで、大きく数を減らしております。

続いて、その隣、「プロフタイプ」というのは、一人の者がページを持っていて、そこに自分の日記のようにいろんなものを書き込んでいく。そして、そこにゲストと

呼ばれる形で他の者が書き込む機能を持つものと持たないもの、こういったものを「プロタイプ」という種類に分けております。これは今年度44件で、昨年643件でしたので、10分の1以下の数になりました。

そして、以上の2件のタイプに当てはまらないものを「その他」として区別しておりますが、ここの「その他」のところは、本年、大きく増えまして、昨年は1,022件であったものが、今年度は2,126件検出されております。その内訳を見ますと、これも昨年までは、「その他」にはいくつかのサイトがここに上がってききましたが、今年度は2件を除いて2,124件は「Twitter」と呼ばれるサイトで検出されたものになります。この「Twitter」というものは、委員もご存じのとおり、名前など、自分自身の個人情報を一部掲載しながらの書き込みというものが主流ですので、しかも、中高生の書き込みが大幅に増加していることから、個人情報の流出の意味では、非常に注意が必要な件だと捉えております。

その次の3番の表にいけます。この2,808件の書き込みの中身を見てみまして、その中で問題のある書き込みと思われるものを選びました。問題のある書き込みというのは、3番の表の下の「*印」のところに書いてありますが、誹謗中傷、個人情報の掲載、あるいは、飲酒や喫煙等の不良行為に関する記載などが載せられているものを問題のある書き込みとして検索したところ、2,808件のうち、1,136件、見つけることができました。そして、その1,136件の中から、特に危険度が高いと思われるもの、例えば、誹謗中傷につきましても、中傷される相手側が特定できる書き込み、個人情報につきましても、直接その者に連絡ができる手段、例えば、住所であるとか、メールアドレスであるとか、あるいは電話番号といったものまで掲示してあるような個人情報、あるいは、事件や事故につながる緊急性のあるもの、そういった書き込みを特に危険度の高い書き込みと整理しまして、これが、65件発見されております。この65件ですが、その下の内訳を見ていただくと、誹謗中傷は2件で、残り63件は個人情報の流出、掲載ということで、すべてが「Twitter」です。昨年の状況は誹謗中傷が多くて、個人情報は少なかったのですが、これも今年度の新たな傾向と捉えております。

説明の4番は裏面です。2ページをご覧ください。この65件の中に警察に通報するような緊急性のある書き込みはございませんでした。そして、65件のうちの63件、個人情報の掲載ですが、これがすべて「Twitter」ですが、これも今年度新たにできた内容といたしまして、「LINE」というアプリケーションの機能の中に自分自身に直接連絡をしてこられるような情報を、QRコードという画像に加工する機能が備わっております。そのQRコードを相手側に見せて、そのQRコードを同じく「LINE」の中にQRコードを読み込む機能がありますので、第三者がそれで読み込むと、双方にその2人が友達として追加される機能がございます。これは今までIDコードを交換したり、電話番号を交換したりということにつながっていたものが、このQRコードの写真を撮るだけでその手間が省けるという機能です。

この機能を使いまして、生徒たちが自分自身の「Twitter」に自分の個人情報とともに自分の「LINE」のQRコードを掲載するという件が多く発見されております。そうすると、友達であればQRコードを「LINE」で読み取れば、すぐその者と「LINE」で

連絡が取れるという状況になりますが、ご存じのとおり、「Twitter」は公開です。全世界中がこのQRコードを見ますので、不特定多数の者がその者に直接「LINE」で連絡が取れるという危険性をはらんでおります。こういう状況が発覚してまいりましたので、これは非常に大きな危険があると捉えて、今現在、対応をしているところです。

また、今回発見されました65件の危険度の高い書き込みのうち、11月7日現在で見ましたところ、56件、86.2%は削除が完了しております。残りにつきましても、現在、学校及び委託業者と連携して、削除に取り組んでいるところです。

「5 今後の対応」です。各学校に今回の検索結果を送付いたします。そして、QRコードによる個人情報の掲載など、危険度の高い書き込みについては、学校と連絡を取り合い、削除などの対応を行っております。今後もこれを続けてまいります。

また、この件につきましては、三重県学校警察連絡協議会の情報等、あるいは、校長会、生徒指導の担当者会議等の各機会を捉まえ、注意喚起を行ってまいりました。今後もこれは様々な機会を通じて引き続き行ってまいります。

そして、各学校でこの対応についてお困りの節は、こちらのほうで適切に指導・支援をするように努めてまいりたいと考えております。

次に、今年度8月に教員用の指導資料というものを作成いたしました。これを各学校に配布しております。現在は各学校において、この資料を使った講習会を行っていただいておりますが、ここにも本課の指導主事などを派遣するなどして、この研修の活性化に努めてまいります。

来年度以降は、地区別の講習会、あるいは、本県の研修担当分野における研修会等を通じて、さらにこの指導資料を用いた教職員の対応能力及び指導力の向上の推進を図ってまいります。

次に、今年度モデル小中学校15校に対し、「ネット検定」を行っており、その検定結果を基に児童生徒の実態に応じた指導を行うことで、子どもたちに情報モラルの向上と倫理観の育成、情報リスクの理解等を高める取組を行っております。これも引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、現在、小中学校、高等学校の児童生徒のインターネットあるいは携帯、スマートフォンの実態を把握するためにアンケートを実施しております。この結果がまとまりましたら、この結果を基に各学校でこれを利用して、より良い使用の方法、あるいは危険性等々、そこの課題の解決に向けて各学校で議論を行ってもらうよう、進めております。

来年度につきましては、この各学校での取組をまとめまして、児童生徒が一箇所に集まり議論をできる場を設けて、ネット利用のルール等について、児童生徒自身が考えていく、そのような取組を現在進めております。

そして、もう1点、平成22年度から保護者の方々を中心に「ネット啓発リーダー」を養成いたしました。そして、このの方々によってネットの危険性を、保護者目線で保護者に伝える「ネット啓発講座」を実施しております。なんとといっても保護者の方にも、この危険性、適切な使用方法、家庭での約束事、ルールづくり等についても、しっかり考えていただきたいので、この講座についても引き続き推進してまいります。

なお、今年度においては、11月8日現在で23校、延べ1,560人の保護者の

方に、この講座を受講していただいております。

今回、発見されましたすべてのサイトにつきましては、今後も継続的に監視をいたします。そして、必要に応じて学校及び市町等教育委員会事務局と連携して、対応をしてみたいと考えております。

【質疑】

委員長

報告3、これは大きな問題ですが、委員の皆さん、ご発言はいかがですか。

柏木委員

「今後の対応」の中で、「ネット検定」と、その下のアンケートを実施しているという2つのポイントがありますが、この結果はいつ頃出てくるかということと、教育委員会の定例会でこの結果は提示されるのか教えてください。

生徒指導課長

まず、「ネット検定」ですが、これは年間2回実施いたします。7月の終わりから9月の頭にかけて第1回、そして、その結果を用いて各学校に指導していただいて、その進捗を図るために12月にもう一度、同じ学校で検定を実施いたします。その最終的な結果がまとまるのが、12月の検定ですので、1月頃には、ひょっとしたら2月の頭になるかもわかりませんが、年明けになります。この結果につきましては、今後の事業に活かすとともに、当然、この教育委員会でも報告させていただきたいと考えております。

アンケートにつきましては、14日までに小学校、中学校、高等学校に、抽出校ですが、依頼をして、現在、我々のほうにお届けいただいたものを集約し始めるところです。これについても、その状況、そして、そこからの課題等を整理いたしまして、遅くならない時期に教育委員会で報告させていただきたいと考えております。

森脇委員

情報モラル教育ということについてですが、すべての、特に中学校、高校が多いので、中学生、高校生がそうした情報モラル教育を受けられる機会を設けられているかということが一つ。

それから、問題の動向がかなり急速に変化しているという報告内容だったと思いますが、それに対応した内容に情報モラル教育がなっているのかどうか、その2点をお伺いします。

生徒指導課長

まず、情報モラル教育ですが、例えば、我々が行っておりますインターネット、携帯電話、あるいはスマートフォンの対応につきましては、先ほど申しました教員用の指導資料を各学校に配布して、これをもとに生徒に適切に指導に活かしてくださいという形で進めているのが一つです。

あとは、教科の中でも、例えば中学校では、技術家庭の中に情報を取り扱う分野がございます。高等学校にも教科で情報というのがありますが、その中の教育の一環として、モラルであるとか、あるいは著作権の問題も含めてですが、そういったところを取り扱う分野があると承知しております。それは、各学校での状況に応じて取り組

んでいただいていると思いますので、授業の分野、そして、我々の行っております事業の分野、そして、保護者の啓発等も含めて、多角的に今後進めていきたいと考えております。

それと、森脇委員のおっしゃっていただきました急速に変化していることにつきましては、昨年も思いましたが、今年度、更にその変化の度合いが増していることは痛切に感じております。なかなか一つひとつのことをきちんと、教員を含めて子どもたちに伝えながらという、これはたちごっこのような形で、後追い後追いになってしまっているのが現状でございます。

ですので、根本的にインターネット、情報を扱う上での適切な態度や知識、モラル、まずここを押さえながら、そして、新しい機器についてもそれが応用できるような対応と、生徒自身にこの問題を単に興味本位ではなく、我が身を守る、あるいは、自分たちの社会を守る問題としてきちんと捉えてもらって、子どもたちの捉える力と克服する力はきっとあると我々は思っておりますので、そういったものを子どもたちの中でお互いに考えて、自分たちに適切なルールを作っていくような機会を、早急に重点的に行っていく必要があると考えております。

森脇委員

それでいいと思います。少なくとも「Twitter」の個人情報が出ていく危険性については、特に注意をしてということは伝えておいたほうがいいと思いました。

生徒指導課長

分かりました。

岩崎委員

今、森脇委員がご指摘になったことを私も思っていたのですが、教員用指導資料がきちんと「LINE」の危険性について対応できているのか、すごく心配になります。だからこそ、個人情報を漏らしたら大変なことになるという1点をまず教え込むのは絶対重要だろうとは思いますが、その一方で、「LINE」になると、全然教員の手の届かないところに、ほとんどあると言っても過言ではないでしょう。だから、その状況で、保護者と言っても保護者も届かないところでやっていて、ある意味、廃れるのを待つしかない。要するに「mixi」とかが全然だめですね。おそらく「Twitter」も「Facebook」もすぐだめになるだろう。そうすると、「LINE」だって、そうは長続きしないだろうと思うけど、その間に拡散してしまった個人情報というのは、ずっと残るわけです。だから、その怖さみたいなものは教えないといけません、本当に教員用指導資料がこれだけ急速に変わっていくネット環境で対応できているのか、気にはなります。

教育長

できたら、先ほど公表で「LINE」なりの閉ざされた環境の数字が反映されていないということは、どこかへ書いておいたほうがいいかもしれませんね。事業の限界というか、「LINE」ということを分らない先生も多いかもしれないし、どういうものかとか、そのあたり、この事業の有効性が今、問われていると思います。基本的には、森脇委員が言われたように、やり取りを聞いていて、対処療法ではいけないという話をされましたが、例えば、ゲームから、そういうところへ入っていけるとか、いろんなものがあります。学校の先生方には、これが氷山の一角だということを、もっとし

っかりと伝えたほうが良いような気がしますし、こういう業者を呼んで説明会をきちんと持つとか、そういうことをやっていかなければいけないかと。対処療法とあなたと言うかもしれませんが、対処療法も分からない先生もいると思うので。ぜひ、何か注釈は入れておいたほうが良いと思います。資料を報道へ出したり学校へ送るときに、よろしくをお願いします。

研修担当次長

今の「LINE」の部分については、研修のほうでも重要視しておりまして、例えば、全部で7講座のうちの、今年、7月29日には最新の事例、SNSとか「LINE」とかに対応した効果的な情報モラル指導をとということで、業者の方を午前中にお呼びして、午後からは先進的な事例を現場の先生方に発表していただいて、かなり多数の方がご参加いただきました。

また、合わせて「ネットDE研修」も準備しておりまして、これも情報モラルの部分は、他県の小学校の先生の講座であったり、大学の先生の講座であったり、いくつかのものを用意して準備した研修は実施しております。

委員長

先ほど山口教育長もおっしゃるように、教員の対応能力、指導力の向上というあたりも、私なんかとてもじゃない、ついていけないような状況ですが、ここはものすごく大事だという思いが一つと、もう一つは、逆に言えば、保護者、学校の生徒、子どもたちへの指導責任といえますか、それがどこまでなのかと。それは必ずしも子どもたちが学校内でやるとは限らないわけで、家庭環境もそこには大きくあるだろうと思います。

保護者へのアンケート、ここの講座啓発、ネット啓発、保護者にもその危機感を持っていただくということを、もっとアピールしたほうが良いんじゃないかと思えます。それが2つ目です。

3つ目は、こういう問題は、三重県だけの問題ではないと思います。日本中、世界中と言ったほうが良いかも分かりません。他の都道府県がどういう対応をしておられるのか、どういう事例があるのかという連携、対処法、相手という言い方も変ですが、どんどんと得体が知れないと言いますか、先鋭化していく。そこには本当にこの分野に熟練した人たち、巧妙というのか、どんどん前のことだと。我々はどんどんそれを追っかけてという、そんな図式かと思えますが、こういう場合は、それぞれ広く情報交換しながら、事例の検証、あるいは対処療法をやっていく必要があるのではないかと。これが3つ目の意見です。

先ほど田淵課長がおっしゃったように、我が身を守るのが一番の原点で、大切なことだろうと思います。これをずっとやっていると、なかなか尽きないので、どうぞよろしく願いいたします。

柏木委員

今、新規採用の先生方がたくさんみえます。22、23歳のそういう人たちは現役バリバリの「LINE」からSNSを利用している、本当の今の高校生、大学生でもセミプロですね。そういう人たちを核にしながらかoordiネートして、そういう人たちが水平展開して、若い先生方の活用も、この事業に対しては有効ではないかと。私たちの

年齢はスマホを使わない運動をしている方がみえる中で、先生方でもガラケーと言われるのを持ち、ずっとそれに愛着を持っている方では、ついていけないどころの話ではないので、そういう若い先生の活用をしていくと、若い先生方も、やる気も出てくるだろうし、話を聞いていて、いいんじゃないかと思いましたので、一つ考慮していただけるとありがたいと思います。

委員長

幅の広い、奥深い問題だと思います。何が、いつ、どこで起きるか分かりませんので、どうぞしっかり、よろしくお願ひしたいと思います。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第43号 専決処分の承認について（県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案）（非公開）

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

報告1 名張新高等学校（仮称）の校名について（非公開）

教育総務課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告2 平成27年度当初予算の要求状況について（非公開）

予算経理課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告4 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」の結果概要について（非公開）

生徒指導課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告5 「2013（平成25）年度人権問題に関する教職員意識調査報告書（案）－中間まとめ－」について（非公開）

人権教育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

報告6 平成26年度三重県学校保健功労者表彰について（非公開）

保健体育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。